

議案第 59 号

亀山市手数料条例の一部改正について

亀山市手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 27 年 8 月 27 日 提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1中35の項を36の項とし、34の項の次に次のように加える。

35 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付	通知カードの再交付手数料	500円
---	--------------	------

第2条 亀山市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1中22の項及び23の項を削り、24の項を22の項とし、25の項から33の項までを2項ずつ繰り上げ、34の項を32の項とし、同項の次に次のように加える。

33 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	個人番号カードの再交付手数料	800円
---	----------------	------

別表第1の35の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」を「番号法」に改め、同項を同表の34の項とし、同表の36の項を同表の35の項とする。

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。